

担保取消決定申立書類等一覧

【民事訴訟法 79 条各項のいずれの事由の場合においても必要な書類】

- 担保取消決定申立書（担保取消の申立てには申立手数料は必要ありません。被申立人が複数いる場合は、なるべく被申立人ごとに申立書を作成してください。）
- 委任状（代理人弁護士による場合。ただし、保全事件又は基本事件の代理人であり、かつ、当事者に変動がなく、事件が終了してから相当期間内の場合は不要。）
- 供託原因消滅証明申請書（2 通のうち 1 通には証明手数料として、150 円の収入印紙を貼ってください。供託の場合は、証明申請書に供託書の写しを合綴して、契印（割印）をしてください。）
- 94 円切手を貼った返信用封筒（供託原因消滅証明書送付用—証明書を取りに来られる場合は不要です。）
- 供託原因消滅証明書受領書（証明書を郵送する場合も取りに来られる場合も含めて、あらかじめ提出していただいています。）

【民事訴訟法 79 条各項の事由ごとに必要な書類】

申立ての条件等	必要書類等	郵券	
A 事由止み（民訴法 79 I）を根拠とする申立て			
(1) 仮差押え・仮処分の担保			
<input type="checkbox"/> 本案訴訟で債権者が被保全権利について 全部勝訴 の判決を得た場合 (被保全権利を基準にして、一部でも敗訴部分がある場合は下欄 C の申立てとなります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・判決正本及び写し（事件が高裁、最高裁にも係属した場合には、その全てについて提出してください。なお、一審判決が保全命令を発令した裁判所と同じときは、一審判決だけは写しの提出のみで可。以下、債務名義を必要とするものについて同じ。） ・判決確定証明書（原本） 	被申立人 1 名につき 1089 円	
<input type="checkbox"/> 本案訴訟で債権者が被保全権利について 全部勝訴 の 和解 や 調停 成立を得た場合 (和解条項に担保取消しについて同意がある場合は下欄 B)	<ul style="list-style-type: none"> ・和解・調停調書正本及び写し 		
(2) 執行停止（通常訴訟等の控訴提起に伴う）の担保			
<input type="checkbox"/> 控訴審において控訴人が 勝訴判決 を得た場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原審の判決正本及び写し ・控訴審の判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本） 	被申立人 1 名につき 84 円	
(3) 執行停止（第三者異議・請求異議訴訟等に伴う）の担保			
<input type="checkbox"/> 原告が 全部勝訴 の判決を得た場合	<ul style="list-style-type: none"> ・判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本） 		
B 担保権利者の同意（民訴法 79 II）を根拠とする申立て			
<input type="checkbox"/> 担保取消しについて書面による 同意書 を得た場合	債務者（担保権利者）又はその代理人弁護士作成による次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・同意書 ・不抗告の合意書（抗告権放棄の上申書） ・担保取消決定正本の受領書 ・印鑑登録証明書（本人が同意した場合） ・委任状（代理人弁護士による場合） 	被申立人 1 名につき 84 円	
<input type="checkbox"/> 和解調書・調停調書に担保取消しについて 同意条項 がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・和解調書・調停調書正本及び写し 	被申立人 1 名につき 84 円	
C 権利行使催告（民訴法 79 III）を根拠とする申立て			
(1) 仮差押え・仮処分の担保			
<input type="checkbox"/> 本案訴訟で債権者が被保全権利について 全部又は一部敗訴 の判決を得た場合—①	<ul style="list-style-type: none"> ・判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本） 	被申立人 1 名につき 1089 円 2 組 (共通) ・保全事件の取下書 (既に取下げをしている場合は不要です。) ・執行の解放証明書 (執行官作成—占有移転禁止仮処分・動産仮差押え・動産仮処分等の場合)	
<input type="checkbox"/> 本案訴訟で債権者が 敗訴的内容の和解 や 調停 が成立した場合—②	<ul style="list-style-type: none"> ・和解・調停調書正本及び写し 		
<input type="checkbox"/> 本案訴訟の 取下げ をした場合—③	<ul style="list-style-type: none"> ・本案の取下証明書（原本） (訴状の写しが付けられ、契印されているもの) 		
<input type="checkbox"/> 本案訴訟を 提起しなかった 場合 (申立書に、本案不提起の旨を記載する)	<ul style="list-style-type: none"> ・本案不提起の旨を記載した上申書 (申立書に記載がない場合) 		
(2) 執行停止の担保			
<input type="checkbox"/> 上記(1)の①②③のいずれかの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・執行停止決定正本及び写しのほか、(1)の①②③の場合に準ずる。 	ただし、 取下げと同時に申し立てるときは、 ◎被申立人 1 名につき +10 円 ◎債務者への取下通知用の郵券は不要	

※ 保全事件以外（強制執行停止等事件）の担保取消申立書には、必ず基本事件の番号（地裁の訴訟事件—(ワ)の番号）及び係属部を記入してください。また、必ず電話番号・FAX 番号を記入してください。

※ 「正本及び写し」が必要書類とされている場合、照合後、正本はお返します。